

(案)

製 品 生 産 事 業 請 負 契 約 書

1 事業名、請負物件、請負予定数量、請負単価、請負予定金額及び事業場所

事業名	請負物件	請負予定数量	単価 (円)	請負予定金額 (円)	事業場所
素材等 検知業務 請負 南木曾 1	最終検知	(m3)			木曾森林管理署 南木曾支署 三殿土場・野尻土場 ・新上松土場
	人工林小径木本数検知	90			
	人工林	12,250			
	天然林	10			
	層積検知	380			
	計	12,730			
	土場管理	3,434 h			
	合計				
	消費税及び地方消費税額				
総計					

2 事業期間

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
×	部分払	回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1)本契約は単価契約とし、請負代金の確定については、製品生産事業中部森林管理局仕様書第39条を適用する。
- (2)約款第18条第6項は適用しない。
- (3)請負者は当該契約に係る物件の購入はできないものとする。
- (4)製品生産事業中部森林管理局仕様書(別紙)製品生産事業請負実行管理基準第5条(1)(b)は適用しない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡南木曾町読書3650-2
分任支出負担行為担当
氏名 木曾森林管理署南木曾支署木曾森林管理署南木曾支署長 井口 智

請負者 住所
氏名

特記仕様書

- 1 本業務は、請負契約書及び製品生産事業中部森林管理局仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 2 本業務の概要は次のとおりとする。

作業名	作業内容	作業量等	作業予定期間
素材検知	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の計測(日本農林規格に基づく素材の長さに延寸5cmを付した長級、径級の測定) ・樹種別区分 ・品等、品質の区分別格付け ・元玉、中玉の区分 ・表示(層積検知に当たっては測定箇所の明示も含む) ・野帳等(素材はい積野帳)への記入 ・材積計算、集計及び野帳との照合 ・指定野帳への入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終土場 (人工林小径木本数検知) 三殿土場、野尻土場 人工林 90 m³ ・最終土場 三殿土場、野尻土場 人工林 12,250 m³ 天然林 10 m³ 層積検知 380 m³ 	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
土場管理	別紙土場管理事業内容及び土場管理内容内訳のとおり	三殿・野尻土場 3,434 h	

- 3 土場管理使用施設等については次のとおりとする。

ア 土場管理用の事務所は図面にて明示された個所(指定事務所)とし、業務遂行に指定事務所の各種機能(電話、FAX、コピー機)は使用でき、その費用(光熱水量等)は木曽森林管理署南木曽支署の負担とする。

その他の消耗品は別紙に定めるもの以外は請負事業者が負担するものとする。

イ 土場管理用の指定事務所使用については、請負者の都合により使用の可否を決めることができるものとし、木曽森林管理署南木曽支署は土場管理に必要な措置は講じたものとする。

ただし、請負者が指定事務所を使用しない場合は、指定事務所と同等の条件を確保し、土場管理を実施するものとする。

- 4 貸与図書、資料及び物品は次のとおりとする。

中部森林管理局 素材検知業務提要

5 次の樹種(パルプ材)については本数検知とし、樹種毎・長級毎の径級は以下によることとする。

- (1)人工林ヒノキ(径級14cm未満)
- (2)人工林サワラ(径級14cm未満)
- (3)人工林スギ(径級14cm未満)
- (4)人工林カラマツ(径級13cm未満)

樹種	長級(m)	径級(cm)
人工林ヒノキ(径級14cm未満)	3.0	11
〃	4.0	10
人工林サワラ(径級14cm未満)	3.0	11
〃	4.0	10
人工林スギ(径級14cm未満)	3.0	10
〃	4.0	10
人工林カラマツ(径級13cm未満)	3.0	10
〃	4.0	10

6 層積による素材検知は次の方法による。

ア 集積された状態の1極毎の体積をセンチメートルにより実測(長さ、高さ及び幅)して計算する。

イ 換算係数の算出は、層積の計測と毎木素材検知を実施し、換算係数を求める。なお、換算係数算出のための調査数量は、出材予定数量の5%以上とする。

ウ 実材積の算出は、層積体積に換算係数を乗じて算出する。(単位は小数第4位を四捨五入して小数第3位止めとする。)

7 その他

・製品生産箇所から搬入された素材については、原則3日以内に長径級等の計測及び木口表示(木曾ヒノキ等の品等格付けを要する素材含む)を実施すること。

・長径級等の計測及び木口表示(木曾ヒノキ等の品等格付けを要する素材含む)を完了した素材については、速やかに極積みを行うよう巻立事業者と打合せを実施すること。

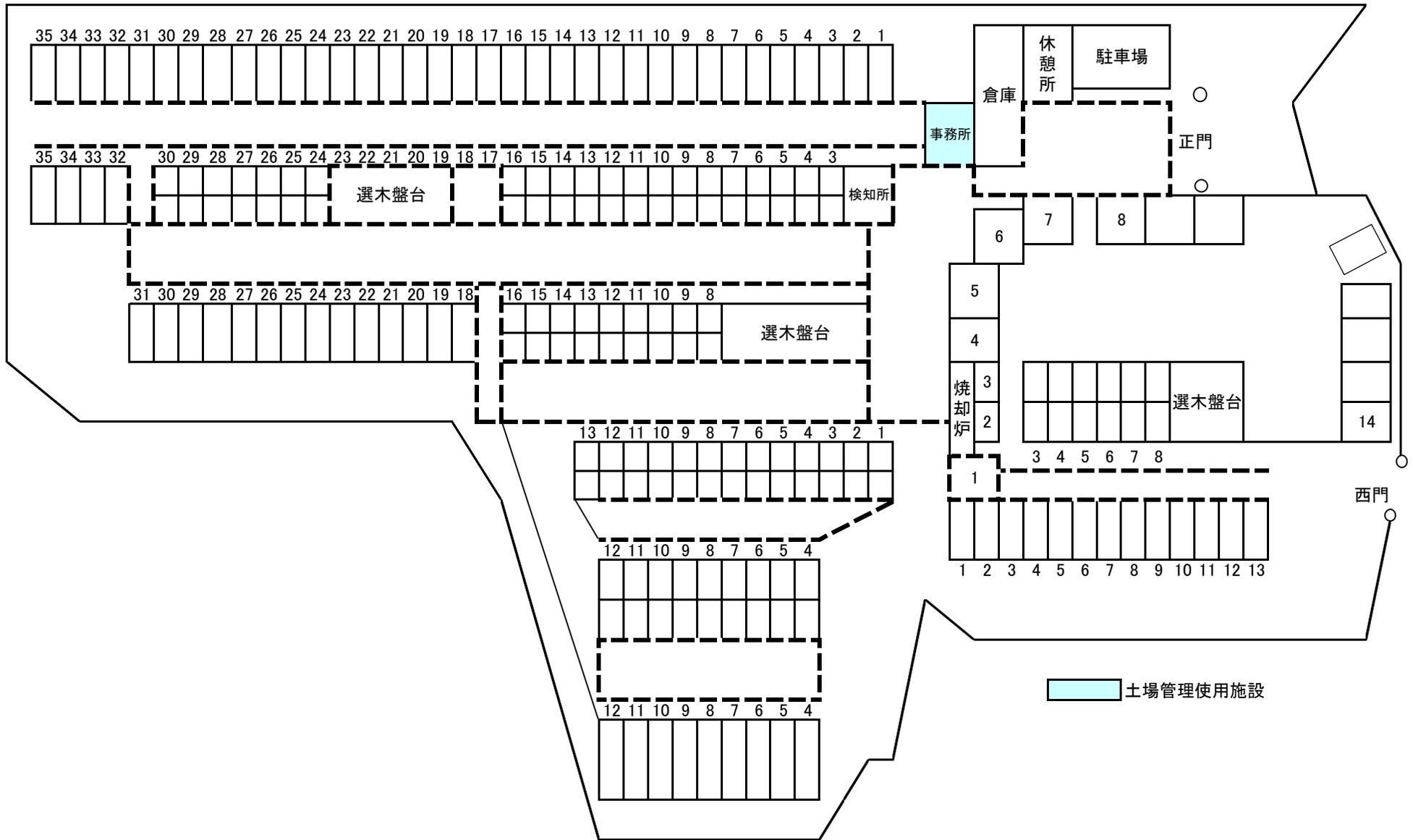
・極積みされた素材については、原則2日以内に指定野帳への記載を実施し、完了後は速やかに野帳を提出すること。

・祝休日等によりやむを得ない場合など、上記によりがたい場合は監督員と協議し、指示を受けること。

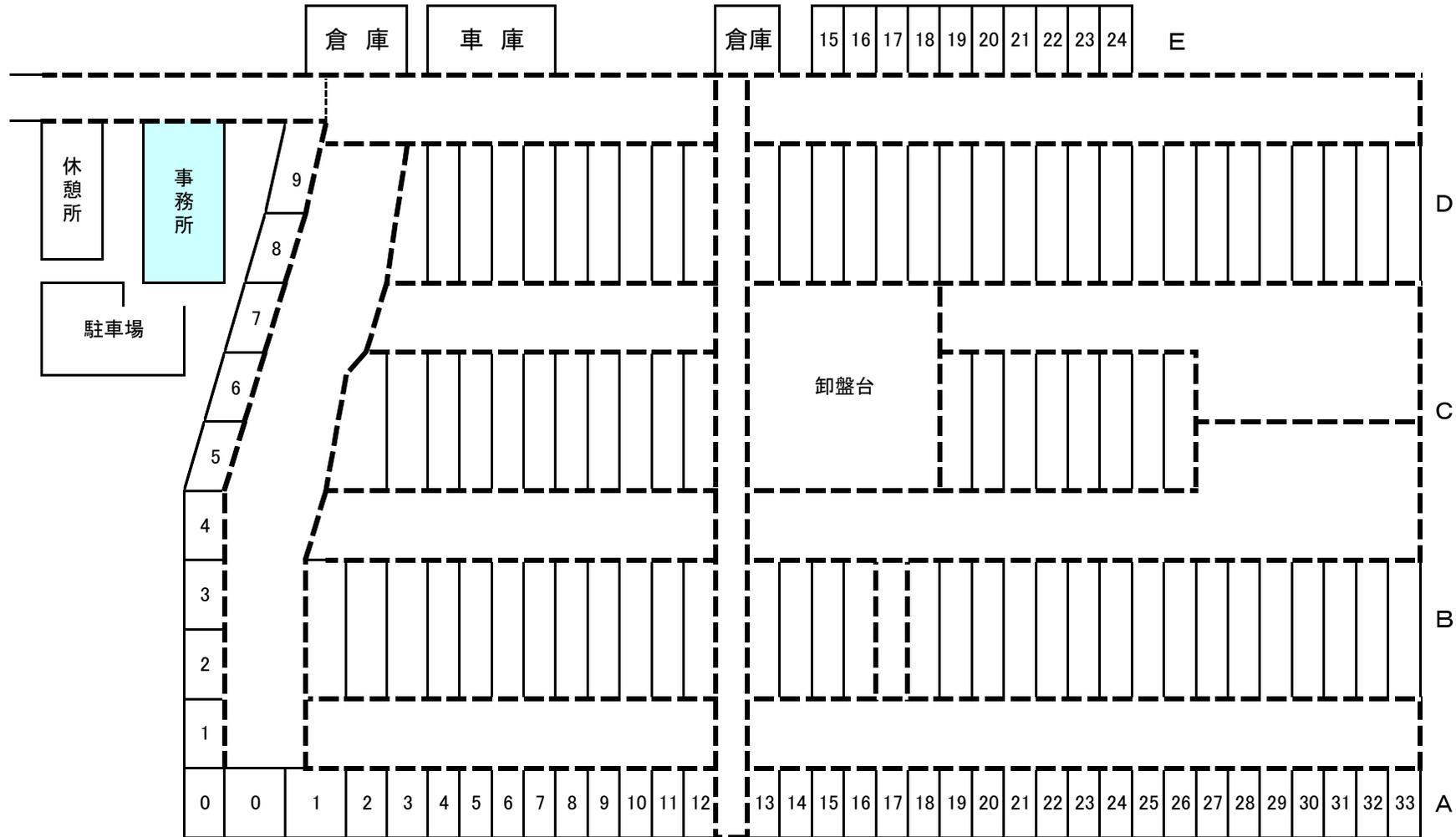
別紙

品名	用途
遮光シート	材の乾燥割れをを予防するためのシート
桧表示看板	桧の地番、桧番号、樹種、本数、材積、買受人等を記入するための看板
看板支柱	桧表示看板を掛ける支柱
ペンキ	土場内の地番表示等を修正する
ペンキうすめ液	
刷毛	
桧積検知野帳	
薬剤(スミチオン)	穿孔虫害予防及び殺虫のために桧に散布する
薬剤(ラウンドアップ)	土場内の雑草除去のために散布する
ゲート鍵	

土場管理使用施設位置図(野尻土場)



土場管理使用施設位置図(三殿土場)

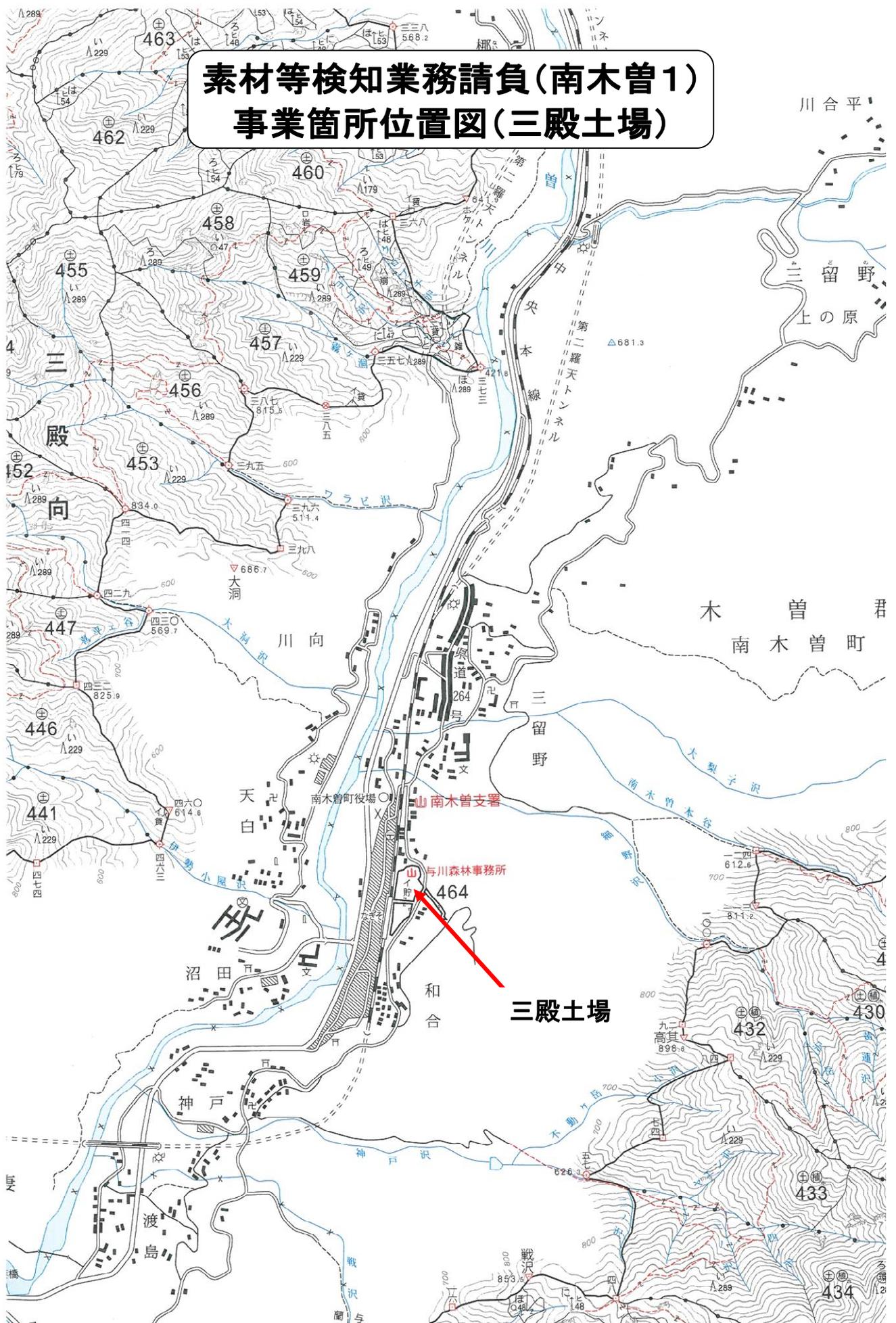


土場管理使用施設

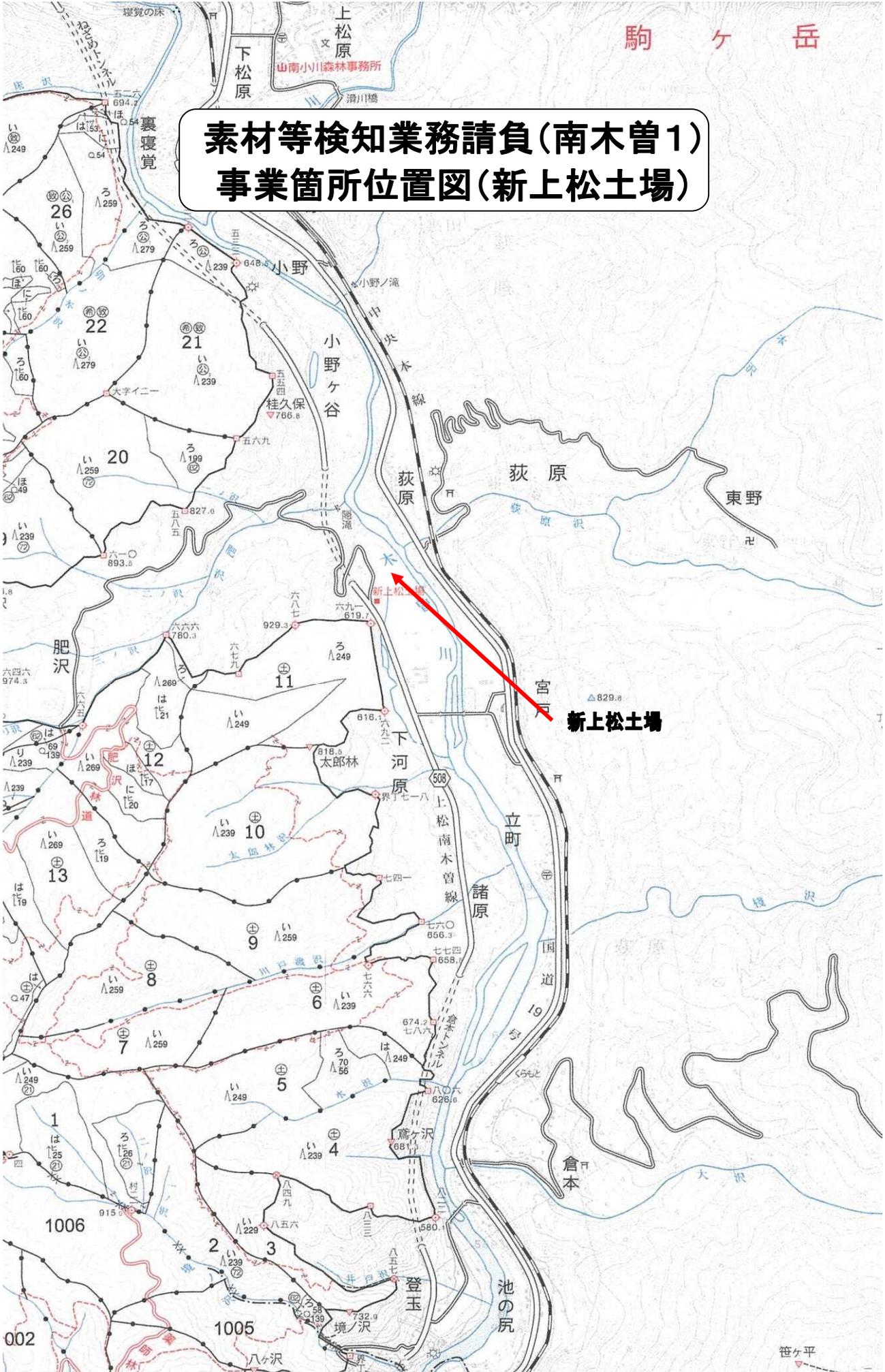
素材等検知業務請負(南木曾1)
事業箇所位置図(野尻土場)



素材等検知業務請負(南木曾1) 事業箇所位置図(三殿土場)



素材等検知業務請負(南木曾1)
事業箇所位置図(新上松土場)



令和8年度 事業内容及び事業予定数量(素材等検知業務請負 南木曾1)

木曾森林管理署南木曾支署

(検知単位:m³ 土場管理:時間)

事業内容	人天 地点	最終土場			計
		三殿土場	野尻土場	新上松土場	
検知	人工林	8,460	3,960	300	12,720
	天然林		10		10
	計				12,730
土場管理	時間	3,434			

土場管理数量について

- 1 土場管理時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日、お盆期間3日を除く土場営業日に土場営業時間である8時間(午前8時～午後5時営業、(正午から午後1時までの1時間を除く))を乗じた時間である。
- 2 土場管理時間には、土場等活用委託販売受託者負担分(以下土場活受託者)は含まれていない。土場活受託者負担分を含めた時間は4,348時間。また、土場管理者は営業土場1箇所につき常時一人当てることとする。但し、検知と兼務可能な業務については兼務できるものとする。
- 3 各土場において短時間で行い且つ一人では難しい事案(例:出品椋の除雪等)が発生した場合に、監督員の指示に基づいて行う作業も含まれる。